

地域ガバナンスからみた自然エネルギー条例の系譜

—メガソーラーと地域との共生に着目して—

Genealogy on Natural Energy Ordinances through Local Governance:
A Focus on Symbiosis Environment between Mega Solar Power Plant and
Local Community

黒田 豊彦
KURODA Toyohiko

1. はじめに

筆者は2016年度修士論文「再生可能エネルギーのコミュニティ・ビジネス化をめぐる考察～コミュニティ電力を事例として～」で、コミュニティ・パワー理念登場の背景とその組成を分析し、地域に資するコミュニティ・ビジネスとして論じた。その際2012年7月に導入された電力固定価格買取制度（Feed-in Tariff：FIT）が誘因した太陽光発電への偏重を指摘した。本論ではコミュニティ・パワーの範疇から外れた再生可能エネルギー（以下、再エネ）のなかで、特に出力500kWを超える非住宅用大規模太陽光発電（メガソーラー）事業が抱える立地地域との共生課題を析出し、課題解決に向けた地域ガバナンスの発露として基礎自治体が設置する再エネ関連条例⁽¹⁾を整理し展望する。

2. 問題関心と問題の背景

運転上環境負荷が低く、温室効果ガス排出が相対的に少ない再エネ発電は「地球環境」保全に対して親和的である。しかし立地環境への配慮を欠き、地域住民との合意が形成されていない事業組成は「地域環境」を劣化させ持続性を失う。そのとき再エネは原発同様に「逆運動型の技術」⁽²⁾に陥落する。4章で詳述するコミュニティ・パワーの外形を備えた再エネ事業は、外部開発型事業（船橋晴俊・壽福眞美 2013）とは異なり、地域が内発的（鶴見和子・川田侃編 1989）に主導するから、そうした危険性を制御できる蓋然性が高い。

ところがFIT制度の恩恵は、豊富な日射量と安価な土地を提供するメガソーラー適地を目指して、地域外から参集した民間企業のもとで顕在化した。後述するように2016年12月時点で、FIT導入量・認定量ともに太陽光発電が9割以上を占め（資源エネルギー庁 2017a, p.4）その大半が地域外から参入した事業者によって運営されている。

再エネを前にして、地域にはガバナンス上異なる二つの選択肢が残されている。自

らが事業主体となりコミュニティ・パワーを組成するときのガバナンス（攻めの地域ガバナンス）と、外部他者が事業主体となったときに、その事業を受容する地域としてのガバナンス（守りの地域ガバナンス）である。ガバナンスとは中央集権的なガバメントとは対照的に、政府以外の地域の諸アクターが主導的に「公共性」を担う行為主体として、アクター間の相互関係やネットワークを重視した、多主体の協働による統治（共治）をいう（西城戸誠・尾形清一・丸山康司 2015、p.176）。

再エネの存在が火力発電や原子力と対置するものであることから、東日本大震災直後には盲目的に再エネを促進させようという諒解が社会に充満していた。そのため守りのガバナンス研究は劣後していた。かかる状況下、コミュニティ・パワーに該当しない発電事業が現に展開され、その影響を被る地域から受容されるためには、地域との共生を可能にするガバナンスの存在が不可欠である。そのための一つの施策として立地基礎自治体が設置する条例は、「事業促進型」に始まり「自然資源理念型」を経て「事業抑制型」へと移行してきた。設備設置の自粛を要請する「抑止区域」条項は、代表的な働きかけである。強制力を伴わないこの条項を含む「事業抑制型」条例を考察し、メガソーラーと地域社会との共生を実現するために必要な地域ガバナンスを論じる。

3. 再エネをめぐる地域共生と条例に関する研究の系譜

これらすべての論点は、「環境社会学」に多くの蓄積がある⁽³⁾。自然エネルギーを活用する再エネは、どれほど些細な開発であっても環境改変を伴うから環境負荷が伴い、エコロジー論に依拠する「自然環境主義」には与しない。またどのような再エネ技術であっても結局は環境問題を解決し、持続可能なエネルギーシステムを創出するという考えは「近代技術主義」の立場を踏襲している。本論が取り上げるメガソーラーと地域住民との係争を取捨する手掛かりは、「生活環境主義」の理論枠組に見出すことができる。「居住者の「生活保全」が環境を保護する上で最も大切であると判断する立場」（鳥越皓之 1997、p.19）に寄り添えば、基礎自治体を中心に執行する「守りの地域ガバナンス」が、いかにも正統性と実効性を帯びた振る舞いとなる。自然景観や野生動物・森林河川の保護への関心も、生活者である住民がこれら自然資源との関係性を取り結んでいる所与があるからこそ湧き上がる感情であり、「生活の保全」と同義であることが理解される。

船橋は2012年に「地域自然エネルギー条例の必要性とひな形案」を公開し、地方自治体が関与すべき地域ガバナンスの形成を念頭に「自然エネルギー基本条例」立案の必要性を主張し、条例に盛り込むべき指針を示した（船橋晴俊 2012、pp.34-35）。船橋は地域主導の再エネ事業を「地域自然エネルギー事業」と命名したが、その内は既述したコミュニティ・パワー理念と親和的であり、事業体の代表者・所在地・事業資金・受益の配分などについて、地域への帰属を条件とした。条例は「地域自然エネルギー事業を積極的に推進」する宣言を含んでおり、あくまで再エネ促進のための条例であることが前提であった。

全国の主要自然エネルギー条例を分析した先行研究（松田裕之・門畑明希子 2015、pp.160-161）は、条例設置の目的を以下のように分類する。

①理念条例 ②基本計画の策定 ③公共施設屋根貸し（太陽光発電のための目的外使用）の推進 ④基金の設置 ⑤発電設備に対する固定資産税の減免 ⑥景観保全の観点からの規制 ⑦支援条例・再エネ導入審査会の設置

櫻井等による自然エネルギー条例の分類はより直裁的で、条例前文と目的から読み解いた「事業促進・地域資源・事業抑制」の3分類を採用する（櫻井あかね・白石克孝 2016、p.241）。表 6-2 はこれに最新の関連条例を追記した資料である。東日本大震災以降、FIT 制度の導入を契機に多くの条例が誕生したが、目的に焦点を当てれば類型化が容易である。なお本表は、府県が設置した再生可能エネルギー基金に関する条例を省いてある。

さらに 2013 年 4 月に飯田市が設置した「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」は、「地域環境権」という新しい理念を導入した。これは「地域資源」理念の発展型と捉えることができる。西城戸等は特に本条例を対象に、「再生可能エネルギー事業に対するローカルガバナンスのあり方と地方自治体の役割について考察」している（西城戸誠・尾形清一・丸山康司 2015、p.157）。西城戸等は「メガソーラーや風力発電の大規模開発における事業主体は、当該地域外の大企業が中心」との認識をもとに、所有者や運営者の帰属に係わらず、地域に資する事業の構築を担保するための仕組が、本条例の本源的価値だと捉えた。飯田市が発議した「地域環境権」条文は以下の通りである：

（地域環境権）第 3 条「飯田市民は、自然環境及び地域住民の暮らしと調和する方法により、再生可能エネルギー資源を再生可能エネルギーとして利用し、当該利用による調和的な生活環境の下に生存する権利（以下「地域環境権」という）を有する」

本条例は「地域環境権」概念を発案し、地域の自然資源は市民の総有財産で、そこから生まれるエネルギーの利用権は市民に帰属すると宣言した。そのうえで企業セクターや市民セクターと行政との関係性や役割分担を明文化し、地域住民が FIT 制度を公益的に活用して取り組む再エネ事業に対して、様々な支援策を制度化した（飯田市地球温暖化対策課 2013）。多くの自治体が設置した自然エネルギー関連条例が、単に原則を表記した理念条例にとどまっているのに比較して、具体的な政策手法と支援手続を含んだ内容となっている点に、市の先進性を認める（黒田豊彦 2017、p.43）。

4. 再生可能エネルギーとコミュニティ・パワーの起点

再エネの特性は、低い環境負荷と非枯渇性に現れている。さらに再エネは広範囲に散在する密度の低い自然エネルギーを活用することになり、小規模分散型の事業形態に帰着する。この第 3 の特性は社会的な価値であり、地域や市民が管理可能な分権的で参加民主主義的なエネルギー利用の可能性を含意する。世界風力エネルギー協会（WWEA）⁽⁴⁾ は 2011 年 5 月、再エネのもつ第 3 の特性に着目して、以下の 3 要件を備えた地域主導型の再エネ事業を「コミュニティ・パワー」と命名し、外部開発型の企

業運営に依存する事業組成からの差別化を試みた。

1) 事業主体の性格：地域利害関係者が事業の過半数以上を所有する

地域利害関係者が事業の過半数以上を所有する。地域住民や地域の利害関係者から構成される団体（農業経営者・協同組合・独立型発電事業者・金融機関・自治体・学校等）が直接的あるいは結果的に事業のすべてもしくは大半を所有する

2) 議決権の帰属：地域社会に準拠する組織が事業の議決権の過半数を保持する

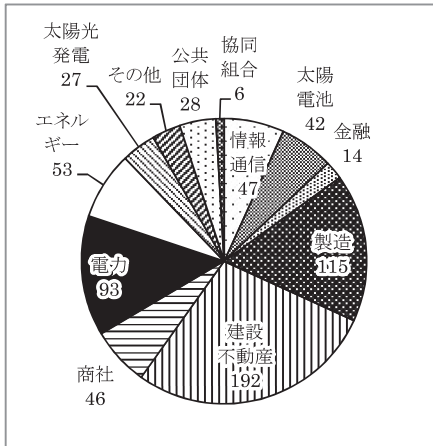
3) 社会的・経済的便益の配分：利益の大部分は地域社会に配分される

3要件をめぐっては「地域が自律的に再生可能エネルギーを普及させるためには所有、意思決定、および利益分配の各方面で地域ガバナンスのあり様が論点になる」（八木信一 2015、p.153）という平仄を重視する説や、便益の配分を最重要要件として「地域に資する」視点に重きをおく主張（西城戸誠 2015、pp.219-220）が既往研究の主流である。後者は事業によって被る被害や苦痛を、事業によって生じる利益を享受することで緩和し、社会的な圏域を「受苦圏」と「受益圏」⁽⁵⁾ とに分離させてしまう事態を回避する仕組とすることができる。再生可能エネルギーの利用には、従来型の大規模・集中型エネルギー利用との比較においてより軽度ではあるが、環境負荷の発生が必至である。なぜなら自然環境に手を加え、環境改変が試みられるからである。そのとき「受苦圏」と「受益圏」とが分離してしまえば、それぞれの圏域に帰属する利害関係者の利益は相反することになり、合意形成は困難となる。つまりコミュニティ・パワー理念は、「受苦圏」と「受益圏」とを接合する働きをもつ。

これに対して櫻井は、事業主体の性格を基底としながら、「自然エネルギーは地域のものという基本理念に立ち、再生可能エネルギー施設の所有性に着目」して分析を進めた（櫻井あかね 2015）。再エネ事業で生じた収益が立地地域に還元され、経済的社会的活性化につながるには、「その事業に地元住民が関わり、オーナーシップを発揮することが要となるからである」。欧州発のコミュニティ・パワー上の「所有」理念を、その文脈のまま受け入れることを避けて、全国の風力とメガソーラー発電を保有する事業主体を精査し、事業者の属性や帰属地域性の分析を通じて所有実態を明らかにした。櫻井はその結果を踏まえて地域内経済循環効果の測定・地域主体の再エネ事業を推進するためには何が欠けているのかを問いとして設定した⁽⁶⁾。山下もメガソーラーについて、事業主体の属性を分析し（山下英俊 2014）、**図 4-1** の調査結果を公表した。

山下の調査資料からは、公共団体（28件）・協同組合（6件）などの事業主体によるメガソーラーは、コミュニティ・パワーに該当する可能性が高いが、事業主体の地域的帰属性が不明で判断できない。上述した櫻井のメガソーラー調査は、2014年7～9月に実施され、「発電所設置数上位3県の北海道・福岡県・兵庫県にある施設126ヶ所」を対象とした。事業者の本社所在地から類推した県内・県外区分別の属性は**表 4-1** のように分類されており、県内属性である72ヶ所・147,312kWの発電所は、コミュニティ・パワーとして認定される有力な候補となりえる。このようにコミュニティ・パワーを規定する3条件のうち、まず外形的な「所有性」を適格性判断に活用することは、きわめて実的な手法といえよう。

図 4-1 メガソーラー事業の業種別参入状況 (2013 年 9 月末稼働済 326 件・容量 686MW)



出典：山下英俊 (2014) p.139

表 4-1 メガソーラー事業における本社所在地別・出身業種別属性分類

		電力会社	企業	地方自治体	NPO	協同組合	全体
発電所数	県内	4	60	6	0	2	72
	県外	0	53	0	0	1	54
	小計	4	113	6	0	3	126
出力 (kW)	県内	7,480	130,272	6,360	0	3,200	147,312
	県外	0	100,994	0	0	1,068	102,062
	小計	7,480	231,266	6,360	0	4,268	249,374

出典：櫻井あかね (2015) より引用、一部改変

5. 再生可能エネルギー導入の現段階

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT 法) に基づく固定価格買取制度 (FIT) 施行後の進行を俯瞰する。

(1) 概況

FIT 制度運用開始以降 2016 年末までに運転開始 (運開) した再エネ発電設備は、運用開始前の約 1.6 倍に相当する 3,366 万 kW に達した。FIT は再生可能エネルギー普及を目的に、送電網へのアクセスと電力の長期売買価格を発電事業者に保証する制度で、2012 年 7 月に施行された⁽⁷⁾。

表 5-1 は年度別・電源種別の実績値を示したものだ。認定容量に対する運開容量は、約 1/3 にとどまっており、太陽光発電が認定量・導入量ともに全体容量の 9 割以上を占めている。図 5-1 は表 5-1 に基づき、FIT 導入前後別・電源種別累積導入容量を表している。FIT 導入前には非住宅用太陽光発電と中小水力発電が中心電源であり、

表 5-1 再生可能エネルギー発電設備の導入状況 2016 年 12 月末現在

再生可能エネルギー発電設備の種類	設備導入量（運転を開始したもの）							認定容量
	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後						固定価格買取制度導入後
	平成24年6月末までの累積導入量	平成24年度の導入量 (7月～3月末)	平成25年度の導入量	平成26年度の導入量	平成27年度の導入量	平成28年度の導入量 (12月末まで)	制度開始後合計	平成24年7月～平成28年12月末
太陽光（住宅）	約470万kW	96.9万kW (211,005件)	130.7万kW (288,119件)	82.1万kW (206,921件)	85.4万kW (178,721件)	59.4万kW (120,426件)	454.5万kW (1,005,191件)	530.8万kW (1,159,845件)
太陽光（非住宅）	約90万kW	70.4万kW (17,407件)	573.5万kW (103,062件)	857.2万kW (154,986件)	830.6万kW (116,700件)	414.8万kW (55,794件)	2746.5万kW (447,949件)	7,552.5万kW (902,379件)
風力	約260万kW	6.3万kW (5件)	4.7万kW (14件)	22.1万kW (26件)	14.8万kW (61件)	16.3万kW (69件)	64.2万kW (175件)	307.8万kW (3,766件)
地熱	約50万kW	0.1万kW (1件)	0万kW (1件)	0.4万kW (9件)	0.5万kW (10件)	0万kW (7件)	1.0万kW (28件)	7.9万kW (92件)
中小水力	約960万kW	0.2万kW (13件)	0.4万kW (27件)	8.3万kW (55件)	7.1万kW (90件)	6.9万kW (79件)	22.9万kW (264件)	79.5万kW (535件)
バイオマス	約230万kW	1.7万kW (9件)	4.9万kW (38件)	15.8万kW (48件)	29.4万kW (56件)	25.0万kW (54件)	76.8万kW (205件)	398.7万kW (467件)
合計	約2,060万kW	175.6万kW (228,440件)	714.2万kW (391,260件)	986.0万kW (382,045件)	967.7万kW (295,838件)	522.4万kW (176,429件)	3365.9万kW (1,453,812件)	8,877.3万kW (2,067,084件)

出典：資源エネルギー庁 2017b 「再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題について」を引用⁽⁸⁾

図 5-1 FIT 前後別・電源別認定導入容量

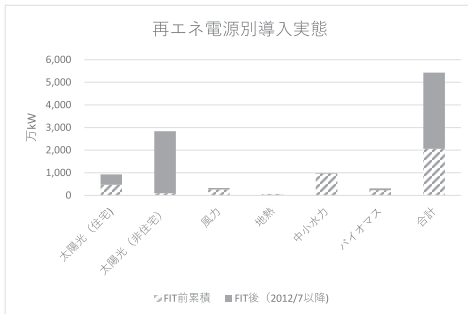
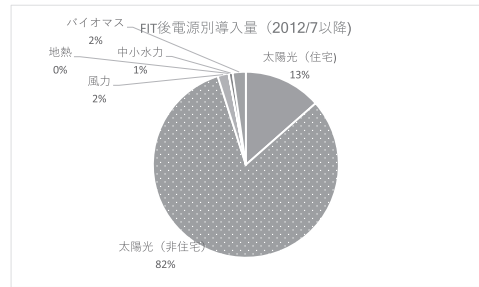


図 5-2 電源別 FIT 認定累積容量構成



出典：資源エネルギー庁 2017b 「再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題について」を参考に筆者作成

導入後は非住宅用（事業用）太陽光発電が他の電源を圧倒していることが分かる。図 5-2 では、電源別の累積認定容量構成比で、住宅用・非住宅用を併せた容量は、全体の 95%に達している。なぜこうした太陽光発電一極集中が発出したのか。

(2) 事業用太陽光発電への傾斜

FIT 制度は事業に継続価値⁽⁹⁾ という新たな価値を付与し、再エネの事業性は格段に高まった。経済合理性にもっとも敏感な都市部の大手企業を中心とする営利企業は、再エネ発電事業に商機を見出し、加速度的に市場参入を果たした。FIT 制度導入前後に温室効果ガス排出の大幅削減と原発再稼動問題に直面していた日本政府は、事業主体の属性⁽¹⁰⁾ や電源種別の多様性には総じて無関心で、再エネの普及そのものに腐心していた。買取価格は表 5-2 のように推移した。

当初の 40 円 /kW という高目の買取価格は、「とくにメガソーラーへの内外の投資を呼び込み」「一種の太陽光バブルが発生した」。「広く、安く、一定の光量が得られる土地への投資プロジェクトが進んだものの、実際の太陽光発電設備は、中国製などの

表 5-2 非住宅用メガソーラー発電 FIT 認定買取価格

税抜 10kW～2,000kW：調達期間 20 年間

年度 (4月/3月)	2012	2013	2014	2015 (6/30 まで)	2015 (7/1 以降)	2016	2017
価格 円/kW	40	36	32	29	27	24	21

出典：筆者作成

パネル価格低下を見越して、様子見をする」(山川俊和・藤谷岳 2015、p.3) 事業者が続出した。メガソーラーは、風力・地熱・水力・バイオマスに比較して開発のリードタイムが極端に短い。相当な労力・時間と費用を強いる環境影響評価 (Environmental Impact Assessment: EIA) 手続義務を負わず、それに関連した地元調整業務も必要としないからである。太陽光発電が FIT 制度に全導入容量の 90% を超える予期しなかった歪な状況は、こうして形成された。

(3) 2017 年改正 FIT 制度の概要

総務省は FIT に関連する一連の運営実態の調査に乗り出し、2015 年 9 月に是正勧告を公表した (総務省行政評価局 財務、経済産業等担当評価監視官室 2015)。特に太陽光発電に関連して、「買取価格を確定させながら太陽光パネルの価格低下を待って高い利益を得ようとするなどの意図で着工に至らない案件 (「意図的未着工案件」) の発生が増加し、「太陽光に偏った導入や電力会社への接続の制約等が認められる」との懸念を表明した。2015 年 3 月末における再エネ発電運開規模は 3,936 万 kW へ拡大しており、FIT 制度の導入が始まった 2012 年 7 月時点の規模 2,060 万 kW に対して約 1.9 倍の拡張を果たしていたが、その増加分の 97% を太陽光発電設備に依存していた。

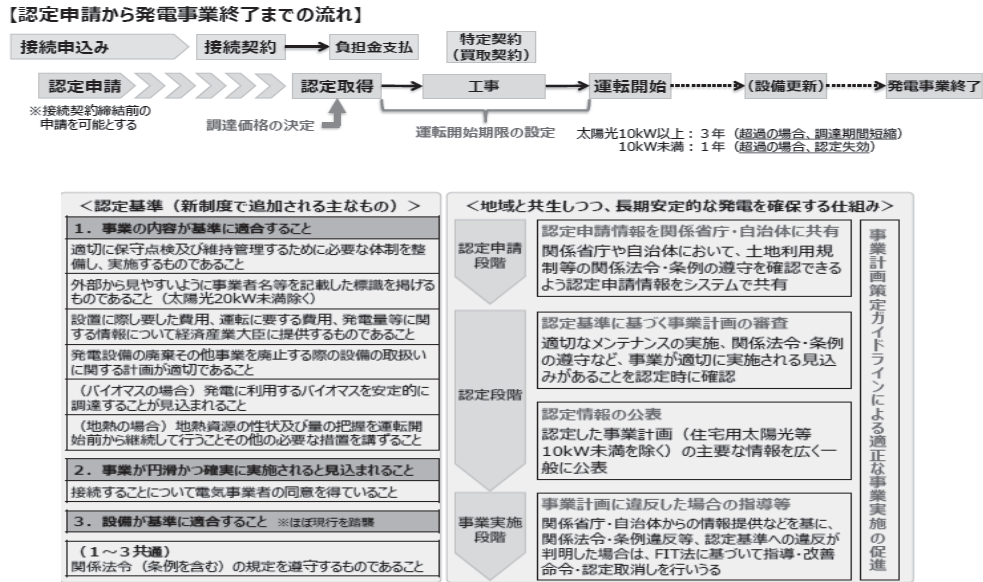
2017 年 4 月に施行された改正 FIT 法は、未稼働案件の排除と新規未稼働案件の発生を防止する施策として、電気事業者から接続についての同意を得ていることを認定条件に加えた。旧 FIT 法では、認定取得要件に接続契約同意が含まれておらず、計画実現の蓋然性に十分な注意が払われていなかった。その傾向は太陽光発電に顕著であった。新 FIT 法が成立した 2016 年 6 月時点で、FIT 認定済容量 8,486 万 kW に対して接続申込済容量は 6,753 万 kW であった。

新法では 2017 年 3 月末までに接続契約を締結しない案件は失効することになり、9 ヶ月の標準処理期間を考慮すれば、2016 年 6 月末時点で未だ接続申込みがなされていない約 1,700 万 kW の容量が、新法が施行される 2017 年 4 月に失効した。太陽光発電の場合、新認定制度に沿った許認可手続は図 5-3 に従う。

もっとも重要な変更点は調達価格 (買取価格) の確定時期に関する制度設計である。政府は既に太陽光発電に対しては 2015 年 4 月以降、調達価格の決定時期を接続契約締結時に同期し、運開も接続契約上の受給開始日を期限とするように改めていた。今般の改正 FIT 法は太陽光以外の電源についても同様な条件を規定し、さらに 2016 年 8 月以降に接続契約を結んだ太陽光発電については、10kW 未満の容量については、1 年を経過しても運開に至らなければ自動的に認定は失効し、10kW 以上の事業では 3 年を経過すれば、買取期間がその経過期間に応じて短縮される。

図 5-3 新 FIT 認定制度に基づく手続フロー

新認定制度の概要



出典：資源エネルギー庁 2017年1月「改正FIT法施行に向けて」p.8を引用⁽¹¹⁾、一部改変

6. メガソーラーをめぐる地域係争とその解決

外来型開発型メガソーラー事業をめぐる立地地域住民と事業者との係争は跡を絶たない。

FIT制度に基づく経済産業大臣による設備認定は「事業の許可」ではない。事業者は関連する法令等を自ら確認し、個別に手続することが求められる。EIAが義務付けられていない太陽光発電の設備認定は、事前には立地地域関係者に何らの情報開示がないまま手続が進むため、着工時点で漸く周辺住民が発電所設置に気づくことも少なくない。

EIA手続の不在は、メガソーラー事業が周辺住民を含む立地地域関係者との合意形成を醸成する機会の喪失を意味した。日本では風力発電の事業化プロセスに付随するEIAについて数々の先行研究が記され、技術的解決と社会的解決の総合化という視座が定着し始めている。松田は「風力発電事業による環境影響とその対処」(松田裕之・門畑明希子 2015, p.86)のなかで、EIAとは「審査でなく、合意形成のプロセスである」という環境省職員の発話を紹介した。そして2012年4月環境省告示第六十四号「環境影響評価に係る調査、予測及び評価のための基本的事項」を引用し、EIAプロセスが純然たる科学調査とは異なり、事業者が実行可能な範囲内で環境保全や、国あるいは自治体が設定した環境保全に関する基準や目標との整合性を図っているかを検討する手続であると示唆した。

EIAについて、本論では深く立ち入るだけの紙幅はない。

(1) 係争事例の実状

山下はメガソーラーを中心に太陽光発電事業を巡る全国の係争事例の整理を試み、50 件の事例を確認した（山下紀明 2016）。同報告書の付属資料「トラブル事例調査結果一覧」を参考に、係争要因の傾向・係争事案における事業主体の地域属性・条例について検証する。

住宅用太陽光発電は 2009 年から始まる余剰電力買取制度を契機に普及が拡大したが、業務用メガソーラー市場は FIT 制度による経済合理性を梃子とする営利企業からの市場参入が本格化する 2012 年まで、設置件数はきわめて緩慢であったことを、表 6-1 が示している。したがって 2012 年以降に出現し始めたメガソーラー設置をめぐる地域係争案件の解決に資する経験知の蓄積は、ほとんど皆無であった。

続いて時系列的に係争原因の傾向を考察する。図 6-1 は山下が分類した係争理由に従って、FIT 制度が始まった 2012 年から 2015 年までの 4 年間の傾向を示している。

ほぼ全期間を通して、防災懸念・生活環境の悪化・景観劣化が上位の係争要因に並んでいることが分かる。防災懸念とは、森林伐採や傾斜地形形状変更等が土砂の流出や水害の発生を誘発するのではないかとという懸念である。生活環境の悪化には、設置工事に伴う地下水への影響や土壌汚染あるいは発電機から発生する電磁波による健康被害など物理的・科学的環境変化への懸念を含んでいる。また景観は自然的光景、歴史的遺構・景観を問わない。そのほか野生生物や海洋生物、森林河川の保護への関心が認められる。

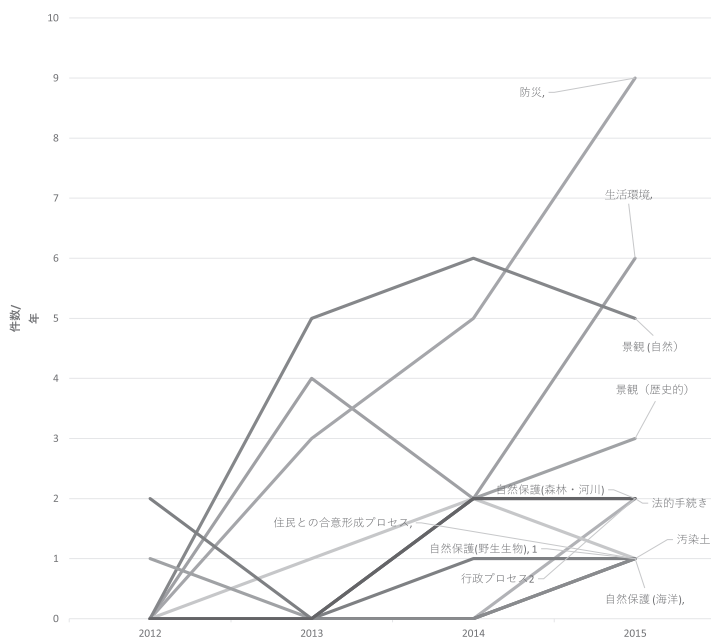
さてこうした係争を軽減するため、あるいは未然に防止するために、国主導の FIT 制度との整合性を保ちながら、基礎自治体が地域ガバナンスという視座から着手可能な手段の一つは、再生可能エネルギー発電に特化した地域社会との共生を目的とする条例の制定を目論むことである。

表 6-1 FIT 制度導入前のメガソーラー累積稼働推移状況

年	新規稼働数	容量 (MW)	運転終了	削減容量 (MW)	累積設備容量 (MW)
2001	1	1.775		0.000	1.775
2002	0	0.000		0.000	1.775
2003	3	4.460		0.000	6.235
2004	1	1.014		0.000	7.249
2005	1	1.200		0.000	8.449
2006	4	8.270	1	1.330	15.389
2007	3	7.280		0.000	22.669
2008	3	5.007	2	3.905	23.771
2009	1	1.000		0.000	24.771
2010	10	17.523	5	10.050	32.244
2011	26	74.620	5	10.050	89.341
	53	122.149	13	25.335	

出典：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課 2013 年 2 月「太陽光発電システム等の普及動向に関する調査」⁽¹²⁾ を参考に筆者作成

図 6-1 メガソーラー事業をめぐる地域係争原因の推移



出典：山下（2016）「メガソーラー開発に伴うトラブル事例と制度的対応策について」トラブル事例調査結果一覧 認定NPO 法人環境エネルギー政策研究所、を参考に筆者作成

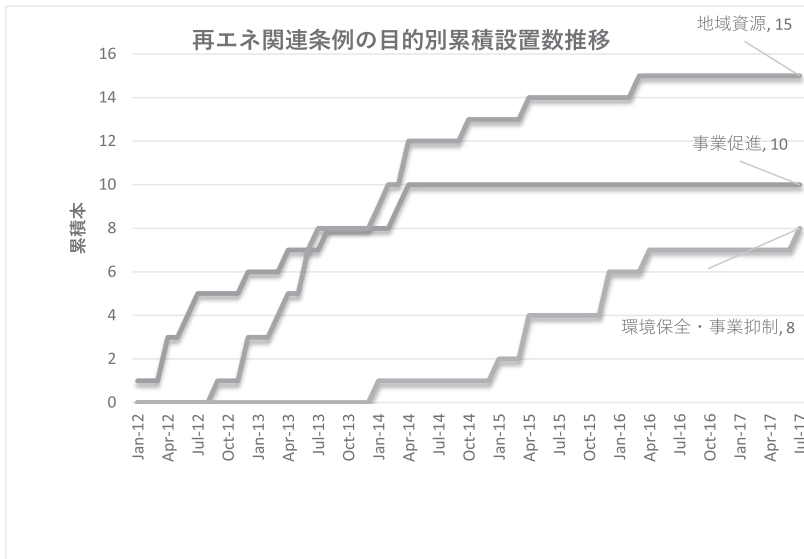
(2) 再生可能エネルギーに関連する自治体条例（以下、自然エネルギー条例）

改定FIT法は立地地域との共生を担保するために追加的な仕組みを定めた。具体的には認定申請時に「認定申請情報を関係省庁・自治体に共有；関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるように認定申請情報をシステムで共有」させる。次に認定段階においては「認定基準に基づく事業計画の審査；適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例の遵守など、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に確認」し、認定情報の公表；認定した事業計画の主要な情報を広く一般に公表」することとした（資源エネルギー庁 2017a, p.7）。ただしこれらの規定は、別途定める個々の「法律」や「条例」の存在を前提にする点に留意しておかなければならない。

2012年以降に設置された自然エネルギー条例は、鳥取県日南町の「再生可能エネルギー利用促進条例」を端緒とする。再エネ導入促進を宣言した理念条例や、基本計画の策定において固定資産税を減免して企業誘致を図るなど、「事業促進」を前面に打ち出した条例の発案が続出した。2012年に入りFIT法の施行を前に、自然資源を多く抱え機会創出に敏感な自治体は、何よりもまず事業を立ち上げようとする事業主体に対して支援を表明し、再エネ市場の創設に関心を寄せたことが窺われる。

次の動きは滋賀県湖南市が2012年9月に設置した「地域自然エネルギー基本条例」が「地域資源」価値について理念に言及した先駆となる。FIT制度を想定しながら「自然エネルギーは「地域固有の資源である」と位置づけられ、「地域が主体となった地域社会の持続的な発展」を市が取り組むことが明示された」理念条例である（櫻井あか

図 6-2 再エネ関連条例の設置目的別件数推移



出典：西城戸誠・尾形清一・丸山康司（2015：161）、櫻井あかね・白石克孝（2016：241）を参考に筆者作成

ね・白石克孝 2016、p.241）。発電事業者は「地域資源」を利活用する利害関係者であり、理念条例への協力と遵守を求められる。

2012年から条例の特徴を時系列的に辿ってみると、ある傾向に気づく。図6-2は、表6-2のなかから、櫻井らが提唱した3分類に基づく目的別条例累積設置数を時系列化したグラフである。「地域資源」理念を主たる目的とする再エネ関連条例累積設置数は、2013年央に「事業促進」条例累積設置数に肩を並べ、翌年にはそれを抜き去った。

最後の潮流は2014年初頭に始まった。大分県由布市が「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を發布し、立地地域の環境保全のために、太陽光発電事業の抑制に乗り出した。その後各地の再エネ関連条例は、「自然資源」理念と「環境保全・事業抑制」を目的とする内容に収斂され、「事業促進」型条例の設置は停滞している。

(3) 静岡県富士宮市の対応事例—「富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（以下、富士宮再エネ条例）」の展開

北に富士山を臨む富士宮市は、再エネ利用に早くから取り組んできた自治体の一つである。1995年度から住宅用太陽光発電に対し、市町村では全国で初めてとなる国の補助額の約1/3に相当する上乗せ補助を開始し、2015年度末には2,431件（発電導入量10,922kW）の実績を上げた。他方「2007年には景観法に基づく景観行政団体となり」、「富士宮市富士山景観条例を施行し、富士山景観をはじめとする市内の豊富な景観資源の保全」、さらには2013年6月にユネスコが正式決定することになる世界文化遺産への登録に向けた活動が活発化し始めた時期にFIT法が施行された。この頃から「雄大な富士山の景観を有する朝霧高原等へのメガソーラーの設置に関する問い合わせ

表 6-2 主な自然エネルギー条例分類表

参照番号	施行時期	制定自治体名		条例名	特徴	事業促進	趣 旨	
		都道府県	基礎自治体				地域資源	事業抑制・環境保全
1	2012年 1月	鳥 取	日南町	再生可能エネルギー利用促進条例	理念条例			
2	2012年 4月	大 阪	大阪市	再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例	エネルギー使用合理化等計画			
3	2012年 4月	群 馬	榛東村	自然エネルギーの推進等に関する条例	発電設備に対する固定資産税減免			
4	2012年 6月	神奈川県	鎌倉市	省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例	再生可能エネルギー基本計画の策定			
5	2012年 7月	佐 賀	唐津市	再生可能エネルギー導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例	エネルギー使用合理化等計画			
6	2012年 9月	滋 賀	湖南市	地域自然エネルギー基本条例	理念条例			
7	2012年12月	愛 知	新城市	省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例	理念条例＋支援運用規則			
8	2012年12月	熊 本	西原村	再生可能エネルギー基金条例	基金設置			
9	2012年12月	宮 城	美里町	再生可能エネルギー転換等促進基金条例	基金設置			
10	2013年 3月	高 知	土佐清水市	再生可能エネルギー基本条例	理念条例			
11	2013年 4月	北海道	東神楽町	再生可能エネルギー推進条例	発電設備に対する固定資産税減免			
12	2013年 4月	長 野	飯田市	再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例	支援条例・地域環境権の設定			
13	2013年 6月	兵 庫	洲本市	地域再生可能エネルギー活用推進条例	理念条例			
14	2013年 6月	群 馬	中之条町	再生可能エネルギー推進条例	理念条例			
15	2013年 7月	岐 阜	多治見市	再生可能エネルギーの普及を推進する条例	公共施設屋根貸しの推進			
16	2013年 7月	兵 庫	宝塚市	再生可能エネルギー基金条例	基金設置			
17	2014年 1月	愛 知	設楽町	省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例	公共施設屋根貸しの推進と省エネ			
18	2014年 1月	大 分	由布市	自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	環境保全のための規制			
19	2014年 2月	長 野	飯島町	地域自然エネルギー基本条例	理念条例			
20	2014年 3月	愛 知	豊田市	再生可能エネルギーの導入に関する条例	理念条例			
21	2014年 4月	北海道	芦別市	再生可能エネルギー利用促進条例	理念条例			
22	2014年 4月	東 京	八丈町	地域再生可能エネルギー基本条例	導入審査会の設置			
23	2014年 4月	神奈川県	小田原市	再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例	理念条例・再生可能エネルギー計画			
24	2014年10月	兵 庫	宝塚市	再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本条例	理念条例			
25	2015年 1月	山 梨	真庭市	自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	環境保全のための手続き・規制			
26	2015年 4月	神奈川県	大磯町	省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例	環境保全のための手続き・規制			
27	2015年 4月	群 馬	高崎町	自然環境・景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	環境保全のための手続き・規制			
28	2015年 4月	岩 手	遠野市	景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例	環境保全のための手続き・規制			
29	2015年12月	兵 庫	赤穂市	自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	環境保全のための手続き・規制			
30	2015年12月	群 馬	太田市	環境・景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	環境保全のための手続き・規制			
31	2016年 3月	北海道	当別町	再生可能エネルギー活用推進条例	理念条例			
32	2016年 4月	静 岡	富士宮市	富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	環境保全のための手続き・規制			
33	2017年 7月	三 重	志摩市	再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	環境保全のための手続き・規制			

出典：櫻井あかね・白石克孝(2016)「再生可能エネルギー基本条例による地域エネルギー政策の現状と可能性」『日本エネルギー学会大会講演要旨集』、25(0)、240-241。
 および西城戸誠・尾形清一・丸山康司(2015)「再生可能エネルギー事業に対するローカルガバナンス」：157-178、ミネルヴァ書房、を参考に筆者作成

が寄せられ」その対応に苦慮した。

「建築基準法上の建築物に該当しない太陽光発電設備の設置について、条例では届け出の対象ではなかったこと（中略）FIT 認定に際しては、発電設備の設置について、それらが立地する自治体への届け出や同意を得ることは必要とされていないことという、大きな2つの制度上の問題に直面することとなった」。再エネ先進自治体である富士宮市はこの頃より、メガソーラー等の再エネ発電設備設置に対して、慎重かつ抑制的な態度へと変容し始めている。2012年9月には「大規模な太陽光発電設備及び風力発電設備の建設等に関する指導要綱」を定め、太陽光発電等の大規模な発電設備の建設について自粛を求める「抑止地域」を設定した⁽¹³⁾。その後同要綱の精神は、2009年に施行された富士宮市都市景観条例施行規則改正に継承され、太陽光発電等を規制対象とする工作物に指定し、2013年7月に「景観法に基づく設置時の市への届出と市からの勧告の対象に加えた（山川俊和・藤谷岳 2015、pp.6-8）。しかし市の施策は、景観法という既存の法律を持ち出して、ローカルな施行規則の最小限の改正を加える行政手続き的な手法に終始した。市独自となる取組は、2015年7月に成立した富士宮再エネ条例⁽¹⁴⁾まで待たなければならなかった。

この条例は事業者には「抑制区域」では事業に着手しないよう協力を要請するが、強制力はなく罰則も課せられない。市長からの同意がなければ、事業者の設定情報を公表する対抗措置がとられる。社会的規範を無視したとの情報公開は、明らかに立地地域での円滑な事業運営を阻害するものであり、そこに第7条の実質的効力を担保する狙いがある。また2017年改正FIT法で供された太陽光発電「事業計画策定ガイドライン」には、推奨事項ではあるが「土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続」における条例遵守と、「地域との関係構築」が明記⁽¹⁵⁾されており、条例による自治体関与を想定している。

7. 結言—自然エネルギー条例への期待と展望

メガソーラーを設置するためには、実に多岐にわたる許認可手続が必要となる。

表7-1は典型的な太陽光発電の計画・用地選定に係るFIT認定許認可申請手続の一覧である。

設置物が再生可能エネルギー利用を目的とするものであるか否かに拘わらず、申請を受領した行政担当部局は手続合理性に基づいた審理を個々に進める。ところがメガソーラーの立地地域における存在とは、個別に手続をクリアして総合化した結果と同質ではないだろう。個々に許認可要件を満たした事業が、総体として地域社会の利益と相反する危険性を、果たして所管官庁が的確に判断できるのだろうか。そのような判断は、立地地域の自然資源・文化・社会・住民を熟知する基礎自治体によってなされるべきである。その仕事を可能にするためには、国から自治体への認定情報開示が欠かせない。そしてFIT制度の認定プロセスのなかに主体的な自治体の役割を取り込み、手続き全体の整合性を担保する制度化が望まれる。

山川等は「再生可能エネルギー普及に関わる地域的問題 2015」のなかで、「中央政府主導の再生可能エネルギー普及政策に対して立地自治体がどのように関わるかが

表 7-1 太陽光発電事業化に係る許認可手続一覧

許認可手続内容	根拠法規	問い合わせ・提出先	
土地売買等の契約届出手続	(国土利用計画法)	市町村	建設部局
開発許可手続	(都市計画法)	都道府県	開発許可担当部局
農地転用許認可手続	(農地法、農業振興地域の整備に関する法律)	都道府県	農地担当部・農業委員会
道路の占用許可手続	(道路法)	国・都道府県・市町村	道路管理者窓口
林地開発許可手続	(森林法)	都道府県	林務担当部局
行為許可申請等手続	(自然公園法)	地方環境事務所・自然環境事務所 都道府県自然公園担当部局	
埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	(文化財保護法)	教育委員会	
特別保護地区内における行為許可手続	(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	地方環境事務所・自然環境事務所 都道府県鳥獣行政担当部局	
生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続	(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	地方環境事務所・自然環境事務所 自然保護官事務所	
土地の形質変更に係る届出手続	(土壌汚染対策法)	都道府県	環境部局

出典：資源エネルギー庁 (2015)「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック平成 27 年度版」を参考に筆者作成

できるのかという点」が、改めて問われていると述べた。富士宮市の当初の試みは、政府主導の政策に直接的な対抗措置を講じることなく、景観法の枠組みの隙間を埋めることで、実質的にメガソーラー等の建設を抑止しようとした「価値中立的」な対応ということができる。「富士宮再エネ条例」には、明らかに地域の意思を前面に表現した立て付けを備えた「価値明示的」な行為である (横平龍宏 2013)。実際「富士宮再エネ条例」を説明するホームページで、「再生可能エネルギーの推進を図りつつも、富士山等の景観や自然環境との調和を図る」(傍点筆者)⁽¹⁶⁾との姿勢表明は、その証左である。

自然エネルギー導入先進国であるデンマーク⁽¹⁷⁾は、厳格な土地利用計画制度を持ちながらも、再エネ発電設備の敷設にあたり、「開発可能エリア」を予め設定し、自然保全と開発の促進が両立する「厳しいが柔軟な」仕組みが組み込まれている (公益財団法人 自然エネルギー財団 2017、p.12)。仕組みは「ゾーニング」と呼ばれ、特に風力発電が普及した重要な要因の一つとして広く受け入れられている。この適地候補地の選定作業には市町村も深く関与し、住民や自然保護団体の意見を反映させながら許認可を必要とする地域を設定することができる。富士宮再エネ条例が規定する「抑止区域」とは、緩やかなゾーニングである。デンマークとは異なり国による開発不可能地域でもなく、関係省庁や市町村が開発許認可権を有する地域でもない。事業者は抑止区域で開発をしないように「協力を要請」される。企業の社会的責任が問われ、非財務情報が投資家等社会の注目を集める今日、罰則規定や強制力がなくとも、このようなソフトロー的な要請の実効力は決して小さくないと考える。

2017 年 7 月に三重県志摩市は、太陽光発電の乱開発に歯止めをかけて欲しいとの地

域コミュニティからの要望を受けて、県内初となる自然エネルギー条例を設置した。三重県も時を同じくして「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を公表した。策定の背景についてガイドラインは、2016年3月に改定した「三重県新エネルギービジョン」にて、再エネ発電設備県内導入に積極的貢献を図る考えであった。ところが太陽光発電が実際に拡大⁽¹⁸⁾してみると「事業計画の早い段階から地域住民に情報が提供されず、県内においても、自然環境や景観との調和が、地域課題として顕在化」したことから、「県内市町の動きに併せて県は、太陽光発電施設の設置にあたり、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示した」と説明した。

「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例（以下、志摩市自然エネルギー条例）」は、再エネ発電開発に関連した「山林の伐採、土地の造成等により自然環境及び自然景観の消失並びに地域の一次産業及び住民生活への影響」に対する懸念を表明し、「自然環境等の保全と調和」を明示的価値として表明した。富士宮再エネ条例と比較してみると、事業「抑制区域」の指定は共通している。但し富士宮市が富士山などの自然景観と歴史的景観保全が中心的な関心であるのに対し、志摩市は自然エネルギー条例は自然景観に加えて、災害・農林水産業の生産活動を含む生活環境を考慮した地域が、護られるべき事業抑制区域とした（第4条）。適用対象は土地に建造する太陽光を念頭に、太陽電池モジュールの総面積ではなく、付随設備敷設域を含む全区域が1,000m²以上、出力50kW以上の事業である（第3条1項）。さらに強化された手続きが事業計画の調整（第6条）条項で、FIT法上の事業計画認定申請を国に対して実施する以前に、定められた事項について市長との調整・協議を求めたことである。その際に必要な提出書類は最大21項目に及び、事業概要書・立地環境に関する調査概要書・生活環境及び景観保全に関する計画書・撤去及び処分に関する計画書を網羅している。もし事業者が市長の依頼に反して抑制区域で事業を遂行する場合には、想定される影響及び想定される影響への対策を「事業計画に盛り込むよう市長と調整」（第6条2項）しなければならない。志摩市自然エネルギー条例には許認可権こそ明記されていないが、表7-1に併記された国の関係省庁が知りうる各種情報を、直接かつ事前に事業者告知させる実質的な効力を有するものである。

志摩市には34ヶ所、87万平方メートルを超える太陽光発電建設計画が現存しており、各所で計画は具体化しつつある。的矢大橋奥メガソーラーのみが唯一の未着工案件で、旅館組合・市民団体・観光協議会・漁業従事者など幅広い層から反対運動が展開されている。志摩市市長や担当部局が、設置されて間もない条例をどのように運用して、的矢大橋奥メガソーラーと地域生活環境との調和を実現するか、その動向を注意深く見守りたい。

■注

- (1) 市区町村は条例・計画・要綱等を通じて再エネ発電事業に対する立ち位置を公示し、推進・管理・抑制等に関与する。2014年に引き続き、朝日新聞社と一橋大学などは合同で全国の47都道府県と1,741市区町村にアンケートを実施し、7月末時点で全ての都道府県と1,382

市区町村から回答を得た。それによると「推進のための条例や計画、要綱を持つのが37%で前回の16%から倍増し、具体化のための政策が整いつつある」(朝日新聞本社朝刊記事2017年8月15日より)。

- (2) 「経営システムの文脈での正の財の産出(受益)を追究すればするほど、それに比例して、絶えず「負の財」(原発の場合では被爆労働を含む定常的汚染、放射性廃棄物、事故の危険性)を生み出してしまう」性質を帯びている技術を指す(船橋晴俊2014、p.17)。
- (3) 飯島は「人間社会が物理的・生物的・化学的環境(以下、自然的環境と略)に与える諸作用と、その結果としてそれらの環境が人間社会に対して放つ反作用が人間社会に及ぼす諸影響などの、自然的環境と人間社会の相互関係を、その社会的側面に注目して、実証的かつ論理的に緩急する社会科学分野である」(飯島伸子1998)。ここで「環境」とは、「すべての命ある存在が生きていくのに必要な外的な条件や影響の全体をあらわし、人間社会を全体として考えるならば、その社会的・文化的環境と自然的・化学的・物理的環境を指し示す概念」(飯島伸子2000、p.2)である。
- (4) ドイツの首都ボンを本拠地とする World Wind Energy Association = WWEA(世界風力エネルギー協会)は100ヶ国に600以上の会員数を擁する非営利組織である。福島原発事故から間もない2011年5月23日、「コミュニティ・パワー」という、地域が主導する再生可能エネルギー事業組成の考え方を公表した。理念の発想は、アムステルダム大学がドイツで実施した風力発電事業に対する立地地域住民の意識調査結果に依拠している。この調査は風力発電の立地地域における受容性(地域的受容性)に関するもので、地域コミュニティが事業を直接的に所有したとき、立地住民の風力発電に対する肯定的な意見の比率は、そうでない場合の26%から62%へと著しく改善していた。この結果を受けてWWEAは、エネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うための道筋には、地域社会がその努力を積極的に支持すると同時に、地域が確実に事業で得られる便益を享受する仕組みが必要条件であると論じ、コミュニティによる事業所有がその目的を達するための最適な途を提供すると結論づけた。さらにこの考えを政策決定者や再生可能エネルギー事業関係者に浸透させるため、「コミュニティ・パワー」という新しい理念を創造した。WWEA提供の「<http://www.wwea.org/communitypowerdefinition/> (2017/08/10取得)」を参考にした。
- (5) 受益圏とは「ある事業プロジェクトや社会制度によって、一定の利益を享受できる社会的な圏域のことであり、受苦圏とは、主体がその内部に入ることによって、一定の被害・苦痛・危険を被らざるを得ない社会的な圏域」をいう(船橋晴俊2011、p.14)。
- (6) 2015年7月10日「櫻井あかね氏の学位授与申請に係る審査報告書」龍谷大学政策学研究科学位審査委員会公開文 http://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/dk_203_003._?key=TPDIVQ 2017/08/08アクセス
- (7) 再エネを促進する政策には、2つのアプローチがある。RPS(Renewal Portfolio Standard)とFITである。前者は再エネ電源の比率を予め電気事業者に義務付けるもので、日本でも2002年に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」が成立し実施されたが、経済的動機に欠けまた設定された再エネ比率も小さく、効果的な制度とはならなかった。再エネ特別措置法の施行と同時にRPS法は廃止された。
- (8) http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/saisei_dounyu/pdf/001_03_00.pdf 2017/08/01アクセス
- (9) 土地や建物などを担保とした清算価値に代わり、固定価格で20年間確実に発電した電力を売電できる地位と、それが長期にわたり生み出す将来キャッシュフローが総合された「継続価値」(水上貴央2015、p.27)が、FIT制度によって創造された。
- (10) 再エネ先進国であるデンマークでは、中心電源である風力発電の事業組成について、居住基準による所有制限が法律で定められていた。投資家は自分の居住する基礎自治体内か近

隣自治体に設置する発電所に対してのみ投資が可能であった。2000年にこの居住基準制限は廃止されたが、2008年に成立した「再生可能エネルギー促進法」は、新設風力発電所は、少なくとも20%の所有権は設置地域の自治体住民によって保持されなければならない義務条項を付した（竹内久和 2013、p.52）。

- (11) http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/shin_ene/pdf/017_01_00.pdf 2017/08/09 アクセス
- (12) http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002502.pdf 2018/08/12 アクセス
- (13) 朝日新聞 2012年9月2日付け朝刊静岡地方版31ページによれば「富士宮市は9月から、世界文化遺産登録を目指す富士山の景観や眺望、自然環境を守るため、太陽光や風力による大規模な発電設備の建設について自粛を求める。対象となる「抑止地域」は、富士山麓（さんろく）に広がる朝霧高原や白糸の滝周辺などを含む計290平方キロメートル、市の面積の4分の3に当たる。建設の自粛を求める設備の規模は、太陽光発電で発電パネルの面積合計が1千平方メートルを超えるもの（建物の屋根や屋上に設置するものを除く）、風力発電で高さ10メートルを超えるもの。すでに稼働している工場などの敷地内は除く。同市によると、7月に始まった再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を視野に入れた業者から、太陽光をさえぎるものがなく適地と考えられる朝霧高原などへの太陽光発電設備の建設について、問い合わせが20件近くあったという。このまま放置すると富士山の景観や自然を損なう恐れがあると判断した」
- (14) 同条例の骨子は以下の通りである；
- ・対象設備：太陽電池モジュールの合計面積が1,000m²を超える太陽光発電や、高さ10mを超す風力発電
 - ・第9条届出：事業者は事業に着手する60日前までに定められた事項を市長に届出ること
提示添付資料には自治会説明会報告書や近隣関係者説明報告書を含む
 - ・第7条抑制区域の設定：市長は、次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という）を指定することができる
 - ①地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること
 - ②豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること
 - ③歴史的又は郷土的な特色を有していること
 - ・第9条3項同意：事業者は事業の施行又は施行中の事業を変更するときには、市長から同意を得なければならない
 - ・第10条同意の制限：市長は抑制区域に展開されようとする事業に対しては同意しない
 - ・第13条公表：市長の同意を得ずに事業を推進する事業の内容を市長は公表できる
- (15) 「関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること」、また「地域との関係構築」のために「①事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること ②地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること」（資源エネルギー庁 2017c、pp.5-8）との推奨事項が記されている。
- (16) http://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal_government/l1ti2b0000000w33.html 2017/08/20 アクセス
- (17) デンマークでは風力発電の設置に対して、国と市町村との異なる権限に基づく3種類のゾー

ニングが実施されている（分山達也 2015、pp.140-141）。国は「居住地域や自然保護地域を開発不可能地域として」ふるい分ける。次に「関係省庁の許認可が必要な地域を設定する」。最後に市町村は「市町村の許認可が必要な地域を設定」し、「これらの3種の地域のいずれの地域にも指定されなかった地域は、環境影響評価は必要であるものの、許認可の必要のない地域となる」。

- (18) 県内の太陽光発電施設は増加傾向にある。2015年度の県内の太陽光発電施設全体の発電量は97万5,000キロワットで、14年度の64万6,000キロワットから1.5倍に上昇している。県エネルギー政策・ICT活用課によると、昨年12月現在で出力50キロワット以上の施設は県内に868件あり、うち205件を出力1,000キロワット以上のメガソーラーが占めている。毎日新聞三重版 2017/6/23 紙面より

■引用・参考文献

- シューマッハ EF. (1973=1986). 『スモール・イズ・ビューティフル』. (小島慶三他, 訳) 講談社.
- 公益財団法人 自然エネルギー財団. (2017). 「固定価格制度5年後の成果と今後の課題」.
- 公益財団法人 自然エネルギー財団.
- 資源エネルギー庁. (2017a). 「改正 FIT 法による制度改正について」.
- 資源エネルギー庁. (2017b). 「再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題について」.
- 資源エネルギー庁. (2017c). 事業計画策定ガイドライン (太陽光発電).
- 飯田市地球温暖化対策課. (2013). 「ローカルファイナンスを活用した飯田市の再生可能エネルギー推進政策」. 飯田市, 長野県.
- 富士宮市ホームページ http://www.city.fujinomiya.lg.jp/fp/municipal_government/ltti2b000000w33.html
- 総務省行政評価局 財務, 経済産業等担当評価監視官室. (2015年9月8日). 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査〈調査結果に基づく勧告〉」.
- 飯島伸子. (1998). 「総論 環境問題の歴史と環境社会学」. 船橋晴俊・飯島伸子編, 『講座社会学 12 環境』. 東京大学出版会.
- 飯島伸子. (2000). 『環境問題の社会史』. 有斐閣.
- 黒田豊彦. (2017). 「再生可能エネルギーのコミュニティ・ビジネス化をめぐる考察」. 修士論文, 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科.
- 櫻井あかね. (2015年3月17日). 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入後の日本における地域エネルギー利用の課題」. 『龍谷政策学論集』. 4 (2), 171-184.
- 櫻井あかね・白石克孝. (2016). 「再生可能エネルギー基本条例による地域エネルギー政策の現状と可能性」. 『日本エネルギー学会大会講演要旨集』. 25 (0), 240-241.
- 竹内久和. (2013). 「デンマークの風力発電協同組合」. 『JC 総研レポート』. (25), 50-53.
- 鶴見和子・川田侃編. (1989). 『内発的發展論』. 東京大学出版会.
- 鳥越皓之. (1997). 『環境社会学の理論と実践』. 有斐閣.
- 鳥越皓之. (2004). 『環境社会学』. 東京大学出版会.
- 西城戸誠. (2014). 「コミュニティパワーとしての市民出資型再生可能エネルギー事業の成果と課題」. 『人間環境論集』. 15 (1), 1-67.
- 西城戸誠. (2015). 「再生可能エネルギー事業における内発的發展の両義性」. 丸谷康司・西城戸誠・本巢芽美編, 『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス』: 211-249. ミネルヴァ書房.
- 西城戸誠・尾形清一・丸山康司. (2015). 「再生可能エネルギー事業に対するローカルガバナンス～長野県飯田市を事例として」. 丸谷康司・西城戸誠・本巢芽美編, 『再生可能エネルギー』.

- ギーのリスクとガバナンス』:157-178. ミネルヴァ書房.
- 西川潤. (1989). 「内発的発展論の起源と今日的意義」. 鶴見和子・川田侃編. 『内発的発展論』. 東京大学出版会.
- 船橋晴俊. (2011). 「現代の環境問題と環境社会学の課題」. 船橋晴俊編, 『環境社会学』. 弘文堂.
- 船橋晴俊. (2012). 「エネルギー戦略シフトと地域自然エネルギー基本条例」. 『自治研』, 54 (634), 29-37.
- 船橋晴俊・壽福眞美. (2013). 『公共圏と熟議民主主義』. 法政大学出版会.
- 横平龍宏. (2013). 「地域再生の理論と農産漁村」. 小田切徳美編, 『農山村再生に挑む』. 岩波書店.
- 松田裕之・門畑明希子. (2015). 「風力発電事業による環境影響とその対処」. 丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編, 『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス』:157-178. ミネルヴァ書房. 61-92.
- 水上貴央. (2015). 「地域貢献型再エネ事業モデル」. 『BIOCITY』, 62, 24-32.
- 諸富徹. (2013). 「エネルギー自治による地方自治の涵養～長野県飯田市の事例を踏まえて」. 『地方自治』 (786), 2-29.
- 諸富徹. (2015). 『再生可能エネルギーと地域再生』. 日本評論社.
- 山下英俊. (2014年1月31日). 「日本におけるメガソーラー事業の現状と課題」. 『一橋経済』, 7 (2), 125-144.
- 山下紀明. (2016年3月1日). 「メガソーラー開発に伴うトラブル事例と制度的対応策について」. 環境エネルギー政策研究所認定NPO, 参照日:2017年08月17日, 参照先:<http://www.isep.or.jp/archives/library/9165>
- 山川俊和・藤谷岳. (2015年3月). 「再生可能エネルギー普及に関わる地域的問題:メガソーラー設備設置をめぐる景観保全・利害調整問題を中心に」. 『関門地域研究』 (24), 1-10.
- 若原幸範. (2007年3月). 「内発的発展の現実化に向けて」. 『社会教育研究』 (25), 39-49.
- 分山達也. (2015). 「風力発電開発の優先地域と参加型調査」. 丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編, 『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス』, 137-153. ミネルヴァ書房.